

【判例研究】

コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約において
本部が加盟店の価格決定権を侵害したとして
損害賠償責任が認められた事例
(セブン-イレブン・ジャパン価格決定権侵害事件)

Dans le cas où le franchiseur a violé le droit de ses franchisés qui peuvent déterminer le prix des marchandises, il doit leur payer des dommages et intérêts.

矢島 秀和*

Hidekazu YAJIMA

専門分野：民法（情報提供義務、フランチャイズ契約）

キーワード：コンビニ会計、価格決定権、説明義務

最高裁第一小法廷平成27年12月3日決定（平成27年（オ）第254号）

（LEX/DB文献番号25542023）

第一審：福岡地裁平成25年3月28日判決（平成21年（ワ）第5110号、平成22年（ワ）3243号）

（判例時報2209号49頁）

控訴審：福岡高裁平成26年11月7日判決（平成25年（ネ）第460号）（判例時報2244号28頁）

【判決要旨】

本加盟店契約において、加盟店に店舗で販売する商品についての価格決定権がある旨定められているので、本部が加盟店に対して商品の値下げを禁止・制限し価格決定権を侵害することは加盟店契約に違反する債務不履行および加盟店に対する不法行為に当たる。もっとも、上記言動は、商品販売に関する助言・指導の限度であれば価格決定権を侵害する行為とはいえない。

【事実】

原告X₁およびX₂は、被告Y（セブン-イレブン・ジャパン。以下、セブン・イレブン）と本加盟店契約（フランチャイズ契約）を締結し、セブン・イレブン店（以下、「店舗」）を経営してきた。YのビジネスモデルではYの推奨売価で商品を販売するとされているが、本加盟店契約では独立した事業者である各加盟店が販売価格を決定することができる（価格決定権）旨明記されていた。また、チャージの計算方法は、「売上総利益（売上高－売上原価）×一定割合（本件では45%）」というものである（以下、「本算定方式」）。この「売上原価」は、廃棄ロス、棚卸ロスの

原価高を含めない特殊なものである¹。

Xらは、契約締結時に本算定方式に従いチャージが算定されること、値下げ販売を実施する方策の提示とそれが禁じられていないこと等の説明がなかったとして、これらに関するYの説明義務違反を主張した。また、XらはYのOFC(Yの従業員であり、加盟店に経営上の助言等を行う者)から、以下の言動があり、価格決定権を侵害されたと主張し、Yに対し本加盟店契約上の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

(1) X₁

X₁(会社員を辞めて酒屋経営をした後、本加盟店契約を締結。店舗はすでに閉店)は、店舗経営を始めて半年程度経過してから、OFCから初めて非デイリー商品の値下げ販売をできる旨、指導された。平成15年5月7日、X₁はデイリー商品の値下げ販売の実施の旨OFCに述べたが駄目だと言われたので、その根拠はないと反論したが、「常識的に考えてデイリー商品の値引き販売をすること自体がおかしい」と言われ、それ以上反論せず値下げ販売を実施しなかった。なお、平成16年8月、Yの従業員からデイリー商品の値下げ販売が可能と聞き、平成16年9月に自らの判断で値下げ販売を実施している。

(2) X₂

X₂(自衛隊を経て実家の酒店で働いた後、本加盟店契約を締結。店舗はすでに閉店)は、平成19年5月5日、デイリー商品の販売を実施したところ、OFCが来店しデイリー商品の値下げ販売は禁止されている旨述べたため、その根拠を尋ねたが、契約で記載されているなどと述べた。X₂は文書による回答を求めたが回答は得られず、OFCは前記発言を撤回しなかった。平成20年11月、X₂はインターネットでYの加盟店が行った値下げ販売の件で公正取引委員会が独占禁止法違反(平成21年改正前の同法2条9項および同年改正前の不正な取引方法(同法19条)14項違反の「優越的地位の濫用」(現在の同法2条9項5号))の疑いで調査を開始したことを知り、デイリー商品の値下げ販売を再開した。

【争点】

- ① Yにチャージの算定等の説明義務違反が認められるか
- ② YによるXらに対する価格決定権侵害の有無

【判旨】

《第1審判決要旨》

1. 争点①に関して

一般論として、加盟店は本部と比較して知識・情報に乏しいことを理由に、本部の加盟店に対する説明義務を認めた。その上で、チャージの算定方法は、加盟店が店舗の経営によってどの程度の利益を得られるかを予測し、また、店舗をどのように経営すべきかを適確に判断するために重要な事項であるから、Yは加盟店契約締結時にチャージの算定方法についてXらが理解するに足るだけの説明を行い、または情報を提供する義務があった。そして、Yは、本算定方式では廃

棄ロス等を加盟店の営業費として取り扱うことを、Xらが判断するに足りる説明を行うべきであるとした。以上を踏まえ、Yの説明義務違反の有無を検討する。

Xらにおいて廃棄ロス等が営業費として全額加盟店負担であること、および廃棄ロス等が営業費と売上原価に二重計上されることが企業会計上あり得ないことを認識したのであれば、本算定方式に従いチャージ額が決まることを理解できた。そして、廃棄ロス等が二重計上されることがあり得ないことは、小売店を経営しようとする者にとって常識的な会計知識なので、Yの説明がなければ知り得ないものではない。このように判示し、XらはYからの説明によって本算定方式について理解できていたとした。値下げ販売をする方策の提示とそれが禁じられていないことは、価格決定権がXらにある旨本加盟店契約書に記載されていることなどから、Yが積極的にXらに説明すべき事柄ではないとした。

2. 争点②に関して

本加盟店契約で価格決定権は加盟店にあるとされているので、YがXらが販売する商品の値下げの禁止または制限は加盟店契約上の債務不履行に当たり、また、不法行為に当たる。

その上で、デイリー商品の値下げ販売を実施し、または実施しようとしている加盟店に対して、なるべく行わないように指導するYの本件運営方針は違法ではないとして、その理由を次のように述べる。すなわち、デイリー商品を継続的に値下げ販売すると単品管理が疎かになり、機会ロス、廃棄ロスを生み出す危険性があることや、推奨価格と値下げされた価格の同じ商品が同時に売り場に陳列されることで、セブン・イレブンの商品価格に対する信頼を裏切ることになり、のれん価値の低下を招き、各加盟店の利益にもつながらない。

Yが本件運営方針に基づきデイリー商品の値下げ販売をした場合のデメリットを説明することや、値下げ販売をしないようにとの説得・指導は、それが説得・指導の範囲内であれば違法とはいえない。もっとも、デイリー商品の値下げを行うことで加盟店契約上の不利益が生じるなどと述べたり、本件運営方針に従うことを執拗に求めたり、これに従うようにどう喝したり、加盟店が値下げ販売の意向を明確に示してその方法を教示するよう求めているのに教示することを拒絶したり、または値下げ販売が加盟店契約上の違反行為であるなどと虚偽の事実を述べるなどして、値下げ販売を断念させ、または制限した場合には、価格決定権の侵害となる。以上の観点から、Yによる価格決定権侵害の有無を判断する。

X₁について。OFCによる平成15年5月7日の駄目だなどの発言は、断定的かつ高圧的な態度で、X₁にデイリー商品の値下げ販売の実施はできない旨述べているもので、説得・指導と見ることはできず、X₁の価格決定権を侵害する行為であった。この侵害行為は、平成16年9月にX₁が値下げ販売を実施するに至るまで続いていた。

X₂について。平成19年5月5日にX₂がデイリー商品の値下げ販売を実施した際に、OFCが加盟店契約上でできないと述べたことは、明らかに誤ったことを述べて値下げ販売をしないことを求めているのであるから、X₂の価格決定権を侵害する違法な行為である。この侵害行為は、平成20年11月にX₂が値下げ販売を実施した間、続いていた。

以上のように、Yによる価格決定権の侵害があったとし、民事訴訟法248条に基づきいずれも

弁護士費用込みでX₁の損害額を220万円、X₂は220万円としたが、Xらが控訴。

《控訴審判決要旨》

1. 争点①について

チャージの算定方法につき契約締結の際に説明があった場合であっても、加盟店の経営上の判断を行う上で、更なる契約内容の説明が必要とされる場合には、Yにはさらに契約締結後でも具体的事情・状況に応じて説明義務が生じる。本算定方式は一般的なものとはいえないので、YはXらが認識し理解できるように本算定方式について説明する義務を負う。

福岡高裁も第1審と同じく、本算定方式の説明があれば売上原価から廃棄ロス等が控除されることについてYは説明する義務を負わないとした。値下げ販売をする方策の提示とそれが禁じられていないことについては、加盟店契約書に記載されていれば分かることであり、チャージの算定方法を理解していれば商品廃棄を回避するために値下げ販売を検討できるのでYは説明する必要はないとした。

2. 争点②について

YがXらの価格決定権を侵害した場合には、加盟店契約に違反する債務不履行または不法行為に当たるところ、本件運営方針自体は違法なものとはいえず、OFCらの値下げ販売を制限・禁止するような言動は、本件運営方針に基づく助言・指導の限度であれば価格決定権を侵害する行為とはいえない。しかし、助言・指導を超えた場合には、加盟店に対する価格決定権の侵害として債務不履行・不法行為になる。そして、価格決定権の侵害があったか否かは、当該言動自体から助言・指導ではないことが明らかな場合もあろうが、そうでない場合は、助言・指導を超えた価格決定権の侵害であることについて、当該言動の態様や言動に至った経緯等の事情を勘案して判断すべきであるとし、価格決定権侵害の有無を判断する要素を示した。以上の観点からXらの価格決定権侵害の有無を判断する。

X₁について。平成15年5月7日、X₁がOFCからデイリー商品の値下げ販売について駄目だなどと言われた際にOFCが運営上のデメリットを挙げたところ特に反論しなかったこと、また、値下げ販売の実施が現実的とはいえない段階で廃棄ロスチャージ問題を論じていた中で述べた断定的な言辞に過ぎず、X₁の値下げ販売を制限・禁止する趣旨のものではなかったことなどを理由に、Yによる価格決定権の侵害はなかったと結論付けた。

X₂について。平成19年5月16日におけるOFCとのやり取りの中で、OFCによるデイリー商品の値下げ販売は禁止されているなどの発言から、OFCは価格決定権が加盟店にあることを理解していなかった。また、翌日、OFCはYから価格決定権は加盟店にある旨説明されたが、その後も値下げをやめるよう述べた上記発言を訂正しなかった。さらに、OFCは同年7月25日に、値下げ販売をしていたX₂に対して止めるまで言い続ける旨述べ、その結果、X₂は値下げ販売した場合Yに認められるか疑問を抱き、萎縮した状態となり値下げ販売をやめた。こうしたOFCの言動は価格決定権の侵害に当たり、平成20年10月までX₂の価格決定権が侵害された状態が続いたとして、Yの不法行為責任を認めた。

以上のとおり、控訴審判決において1審判決は変更され、 X_2 のみ価格決定権の侵害があったとされ、民事訴訟法248条に基づき、弁護士費用を含め110万円を X_2 が被った損害として認定した。

上記控訴審判決後、 Y は上告をするが、最高裁は Y の上告を棄却し、本件を上告審として受理しないと、控訴審判決が確定した。

【研究】

1. 分析の視点

本件事案で争点となったのは、本部にはチャージの算定方法等につき加盟店に対して説明義務があるか（前記「争点①」）、および価格決定権は加盟店にあるところ、OFCの言動が助言・指導の範囲を超えて見切り販売を行わせないようにしたものであるとして、これが加盟店契約上の債務不履行もしくは不法行為に当たるか（前記「争点②」）という点である。そこで、上記の各争点に関する議論を整理し、次いで、かかる整理をもとに本判決（控訴審判決）を分析する。本判決の分析にあたっては、とりわけ争点②に関してはコンビニ加盟店契約に特有のチャージ算定方法をめぐる問題が密接に関わってくるので、主にかかる観点から検討を行う。

2. チャージの算定方法等に関する説明義務

(1) コンビニ加盟店契約におけるチャージ計算方法の特殊性

一般的な企業会計原則では、売上総利益（粗利益）の算定方式は、「売上高－売上原価」であり、この売上原価には廃棄ロスも含まれる。そして、この売上総利益に一定割合を乗じた金額がロイヤルティ（チャージ）となる²。ところが、コンビニ加盟店契約におけるチャージの算定方法（「総売上利益法方式」と呼ばれることがある。）は特殊な方法が採用されている。すなわち、「総売上利益」は、「売上高－（総売上原価－廃棄ロス原価－棚卸ロス原価）」で算定され、この額に一定割合（チャージ率）を乗じた金額がチャージとして本部に支払われる。つまり、廃棄ロス原価および棚卸ロス原価は売上原価に含まれない（控除される）³。したがって、この算定方式では販売のために仕入れたが販売されなかった商品は売上原価に含めず、加盟店の営業費として取り扱い、実際に販売された商品のみが売上原価となる。

このように、コンビニが採用する算定方式は本部に有利であるのに対して、加盟店にとっては廃棄ロス等を控除される結果、不利となる。こうした特殊な算定方法であるため、加盟店はチャージの算定方法につき正確に理解しないまま契約に至るおそれが多いので、本部によるチャージの算定方法に関する説明義務が問題となる。

(2) 法令等

中小小売商業振興法（以下、小振法）は本部の契約締結過程における開示義務を定める。小振法11条1項6号、同法施行規則11条に掲げる表の事項7「加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項」のイにおいて「徴収する金銭の額又は算定に用いる売上、費用等の根拠を明らかにした算定方法」につき、本部に対して開示義務を課している。

また、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下、フランチャイズ・ガイドライン）の2（本部の加盟者募集について）(2)アの④において、加盟店が本

部に定期的に支払う金銭の額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法を開示が望ましい情報として挙げている。

以上の両者の文言の中にはロイヤルティの算定方法のみならず、売上原価の算定方法も含まれるとされる⁴。

(3) 先例

まず、そもそも前記のような加盟店に不利なチャージの算定方法は公序良俗に反し無効であるとして争われたことがあるが、「ローソン事件」では、本部の算定方法は加盟店の利益を篡奪するものではないので公序良俗に反し違法とはいえないとした⁵。その後もチャージ算定方法の違法性が主張されてきたものの、裁判所はこれを認めていない⁶。

それでは、チャージ算定方法自体は有効としても、その特殊性ゆえ加盟店に説明する義務はないか。この点に関し「セブン・イレブン・チャージ事件」最高裁判決における今井功・中川了滋両裁判官が補足意見の中で次のように述べている。すなわち、本部と加盟店の間には企業会計に関する知識や経験で著しい格差が存在し、また加盟店は一般的な企業会計原則に従ってチャージを算定するものとの認識であると考えられる。すると、廃棄ロス等が加盟店の営業費となることについて「契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれる」⁷。これを踏まえれば、チャージ算定方法に関し十分な知識と経験がない加盟店に対して、本部はこれを説明する義務を負うと解することができる⁸。

同じくセブン・イレブンが被告となった事件である福岡地裁平成23年9月15日判決（以下、「平成23年福岡地裁判決」）は、チャージの算定方法は加盟店が店舗の経営からどの程度の利益を得られるか予測し、加盟店契約締結の適否や、店舗をどう経営すべきかを適確に判断するのに重要な事項であるので、本部は契約に付随する信義則上の義務として加盟店に対して説明すべき義務を負う場合があるとした。そして、原告加盟店が過去にファミリーマートを経営していた経歴があっても、そこからただちにチャージ算定方法の知識があったと認めることはできないとされ、本部の説明義務違反を認めた⁹。同判決は初めてチャージ算定方法に関する本部の説明義務違反を認めた画期的な判決であった¹⁰。しかし、控訴審判決では、加盟店が上記経歴を有していたこと、チャージ算定方法はファミリーマートでも同じであることを考慮し、本部は説明義務を果たしていたとされた¹¹。

3. 本部による加盟店に対する価格決定権侵害行為

(1) フランチャイズ・ガイドライン

フランチャイズ・ガイドラインは、3(1)アで、「取引上優越した地位にある本部が加盟者に対して、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施するために必要な限度を超えて」「正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、本部の取引方法が独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当する」と定める。そして、見切り販売（本部からの推奨売価から値下げして販売をすること）の制限が優越的地位の濫用となる場合とは、「廃棄ロス原価を含む売上総利益がロイヤルティの算定の基準となる場合において、本部が加盟者に対して、正当な理由がないのに、品質が急速に低下する商品等の見切り販売を制限し、売れ残り

として廃棄することを余儀なくさせる」場合であるとする。

(2) 見切り販売の制限に対する公正取引委員会の排除措置命令

コンビニのチャージの算定方法では、廃棄ロス等が増加するほど加盟店の最終的な利益は減少する。そのため、加盟店としては販売期限が間近に迫り売れ残りが濃厚な商品は、見切り販売を行い廃棄ロスを減らしたいと考える¹²。しかし、セブン・イレブンは、加盟店に対してデイリー商品の値下げ販売を行わせないようにしており、これが独占禁止法19条が禁止する「不公正な取引方法」の旧一般指定14条4号（現2条9項5号）の優越的地位の濫用になるとして、2009年6月22日、公正取引委員会はセブン・イレブンに対して排除措置命令を出した（平成21年（措）第8号。以下、排除措置命令）。すなわち、わが国最大手の事業者であるセブン・イレブンは、中小の小売業者である加盟店に対して優越的地位¹³を濫用し、デイリー商品の値下げ販売を制限することで加盟店がこれを廃棄することを余儀なくさせ、こうした制限は本部による優越的地位の濫用になるとした¹⁴。

(3) 先例

本部による価格決定権の侵害が問題となった先例として、平成23年福岡地裁判決がある。同判決では、平成16年頃、加盟店がデイリー商品の値下げ販売を実施したところ、本部（セブン・イレブン）のOFCが「今の段階では口頭です。絶対にやめていただきたいという意味だけはお伝えしておきます」などの言動で、契約解除を仄めかし値下げ販売をやめるように言ったことについて、本部は加盟店に対して値下げ販売をやめるよう指導することで商品の販売価格の自由な決定を拘束したので、本部の上記行為に正当な理由があるということとはできないから、「不公正な取引方法」13項（現12項）の拘束条件付取引に該当すると述べて、加盟店の不法行為に基づく損害賠償請求を認めた¹⁵。しかし、同判決の控訴審判決は次のように判示し、平成23年福岡地裁判決を変更した。すなわち、本部のデイリー商品の見切り販売に対する言動は加盟店契約に定められた経営指導、助言の範囲を超えたものではなかったもので、加盟店に対する強制や価格決定についての自由な意思決定に対する妨害と認めることはできない。したがって、本部による価格決定権の侵害行為はなかったとし、加盟店の請求を棄却した¹⁶。そこで加盟店側が上告をしたものの、最高裁はこれを不受理としたことで控訴審判決が確定した¹⁷。

同じく先例として東京高裁平成25年8月30日判決がある。本件は、排除措置命令が60日を経て確定したことから、見切り販売の妨害行為で損害を被ったとして、加盟店が本部（セブン・イレブン）に対し独占禁止法25条に基づき損害賠償請求を行ったものである。東京高裁は排除措置命令の内容につき、本部がセブン・イレブンののれんの価値を高めるために見切り販売を勧めず、できる限り推奨売価を維持して販売するように助言・指導するにとどまるのであれば排除措置命令に反しないとした。しかし、OFCからの「見切り販売をやめる」「絶対に認められない」「やめないと契約解除だ」などの言動は推奨売価で販売するための助言・指導の範囲を超え、加盟店の価格決定権行使を妨げ見切り販売の取りやめを余儀なくさせたので、排除措置命令に違反したとして、損害賠償請求を認めた¹⁸。同判決に対して双方が上告をしたが最高裁は上告不受理とした¹⁹。

4. 分析

(1) チャージの算定方法等に関する説明義務について（争点①について）

チャージの算定方法に関する説明義務について、先例と同じく、第1審、控訴審ともに本部の説明義務を認めている。チャージの計算方法に関する情報は、加盟店がどの程度の利益を上げることができるのかの判断するのに必要な情報であろう。また、コンビニ会計という特殊なチャージ算定方法が採られていることから、加盟店候補者はこの計算方法について十分な知識がない場合が通常であろう²⁰。したがって、本部はチャージ算定方法について説明義務を負うとした第1審および控訴審判決は支持できる。また、チャージ算定方法を本部の説明義務の範疇に含める裁判例が相次いで登場していること、および「セブン・イレブン・チャージ事件」最高裁判決における補足意見を鑑みると、本部の説明義務の中にチャージ算定方法についての説明が含まれるとの理解が判例上確立しつつあるといえよう。

もっとも、チャージ算定方法に関する説明義務違反があった場合の法的根拠は何か、またチャージ算定方法につき説明義務があるとしても、どの程度の説明が求められるのか。

① 説明義務違反の法的根拠

本件事案で問題となったチャージの算定方法のように、契約の具体的条項について加盟店の理解のために十分な説明を行う義務を認める判断を行うものは、前記の先例を除いては存在しなかった²¹。さらに、控訴審では、契約締結時に説明しても、契約締結後においても具体的事情・状況に応じて契約内容に関する説明義務が生じるとした点は興味深い。というのは、これは、契約締結段階で説明義務を果たしたとしても、その後の個別具体的な事情・状況に応じて契約締結「後」の説明義務違反が認められる可能性を示すものといえるので、本部に対して従来よりも重い説明義務を課したように思われるからである。

それでは、このチャージの算定方法に関する説明義務違反は不法行為責任を構成するのか、それとも債務不履行責任を構成するのか。この点、情報提供義務（説明義務）を①契約締結に向けられる義務（契約成立のための説明義務）と②契約履行に向けられる義務（契約内容としての説明義務）とに区別されることがある²²。①の場合には合意の瑕疵（錯誤・詐欺）による契約の解消もしくは不法行為に基づく損害賠償請求が可能だが、②の場合には契約の履行が問題となるため債務不履行に基づく損害賠償請求が可能とする²³。平成23年福岡地裁判決はかかる義務を加盟店契約に付随する信義則上の義務とする。すると、平成23年福岡地裁判決ではチャージの算定方法に関する説明義務違反は債務不履行責任を構成するといえる。本件事案の第1審判決では、チャージの算定方法に関する説明義務は契約に付随する義務とはされていないが、加盟店はかかる点につき説明があれば契約を締結しなかったというのではなく、かかる説明をされていても契約していたということを前提に本部の同義務違反に基づく損害賠償を請求している。そうすると、チャージの算定方法に関する説明義務を契約締結に向けられた説明義務ではなく、裁判所は同義務を②の場合として理解しているようにみえる。よって、説明義務違反は債務不履行に基づく損害賠償として処理されることになろう。また、控訴審判決は、契約締結後においても説明義務が課される場合があるとする。この場合はチャージの算定方法に関する説明は端的に契約上の義務になるので、その違

反は債務不履行に基づく損害賠償で処理されることになる。

チャージの算定方法に関する説明義務を契約の履行に向けられた義務として捉え、加盟店に債務不履行に基づく損害賠償請求を認めるとなると、同義務違反と因果関係のある範囲の損害が賠償の対象となる。すると、本算定方式で計算した場合のチャージ額と一般的な企業会計原則で計算した場合におけるチャージ額との差額が、本部が賠償する損害ということになるか²⁴。

② 説明義務の「説明」の内容

第1審判決においてYは加盟店オーナーが理解するに足るだけの説明をしなければならないとされたが、それは具体的にどのような説明だろうか。説明義務の内容が問われる。

第1審および控訴審では、チャージの計算方法自体についての説明義務は認められたものの、売上原価に廃棄ロス等が含まれないことはチャージの算定方法について説明を受ければ理解できるとされた。しかし、コンビニ会計の特殊性を鑑みると、こうした裁判所の判断には疑問がある。Yとしては、本算定方式が企業会計一般に採用されている原価方式と異なる旨、先述のチャージ算定式を示して説明すべきである。それにより、Xらはチャージの算定で廃棄ロスや棚卸ロスが控除されることを正確に理解することができるからである。また、平成23年福岡地裁判決における加盟店のように、過去にコンビニ経営の経験があればともかく、Xらはコンビニの事業経験を有していない。そうであればなおのこと、Yは売上高－（総売上原価－廃棄ロス原価－棚卸ロス原価）で総売上利益を算出し、これに一定割合を乗じてチャージを算定するということをXらに説明すべきであり、この算定式を示して説明することで、はじめてYのチャージの算定方法に関する説明義務は果たされたと解すべきである。本部に著しく有利なチャージ算定方法を採用する以上は、以上のコンビニ会計の“カラクリ”を明らかにし、加盟店候補者に契約締結の再考を促す機会を確保すべきである。

また、本判決は値下げ販売の方策についての提示およびそれが禁じられていないことにつき、Yは積極的に説明する必要はないとして、その根拠として価格決定権がXら（加盟店）にあると契約書に明記されている点を挙げる。しかし、YのOFCは値下げ販売をしないようXに執拗に言い募っていたことが認められる。そうすると、Xらとしては、契約上、形式的には自身に価格決定権があるとされているものの、実質的にはこれを行することが禁止ないしは制限されていると受け止めるのが通常ではないか。

デイリー商品の値下げ販売に対するOFCの否定的な言動を考慮すれば、チャージの算定方法にくわえ、値下げ販売の方策の提示およびそれが禁じられていないことについても、YはXらに明確に説明する義務があると解さなければ、Xらは価格決定権を行使して値下げ販売をすることができることを認識できない状態に置かれてしまい、結果的に廃棄ロス等を回避する手段を奪われてしまう。したがって、YはXらに対して値下げ販売の方策の提示およびそれが禁じられていないことについても説明する義務を負うものと考えべきではないだろうか。

(2) 価格決定権の侵害について（争点②について）

① 見切り販売制限の妥当性

a. Yの本件運営方針について

本件事案のようなYとの加盟店契約では、販売商品の価格決定権は加盟店にあるとされているところ、排除措置命令は、業界最大手のYがその地位を濫用しデイリー商品の見切り販売を制限し、もって加盟店が自らの経営判断に基づきこれの原価相当額の負担を軽減する機会を失わせることは優越的地位の濫用に当たるとした。デイリー商品の見切り販売に関するYの方針は、これを行うと発注精度の低下を招き機会ロス等が増加すること、また、商品価格に対する信頼を裏切り、長期的に見るとのれんの価値を低下させ、加盟店の利益にもつながらないため奨励はしない、実際に見切り販売を実施しようとしている加盟店には、これをしないように指導するというものである。第1審および控訴審では、こうしたYの運営方針自体は違法ではないとした。

しかし、裁判所がYの本件運営方針を違法ではないとしたことに疑問がある。Yの本件運営方針は、要するに、排除措置命令等の存在を鑑み、見切り販売は禁止しないものの、好ましくないので極力認めたくないというものであろう。しかし、そうすると、本件運営方針を許容することは、圧倒的な取引上の地位を背景に助言・指導に託けたYによる価格決定権への介入を実質的に許すことになり、結果的に加盟店の価格決定権は保護されないまま、現状を追認することになるのではないか。

b. 価格決定権侵害の判断要素について

第1審・控訴審ともに、Yによる見切り販売をしないようにとの助言・指導は、これを超えた場合には加盟店の価格決定権の侵害になるとした。その「助言・指導を超えた場合」として、第1審判決では、値下げ販売を行うことにより加盟店契約上の不利益が生じるなどと述べることや、本件運営方針に従うことを執拗に求めること、どう喝すること、加盟店が見切り販売を行う旨表明しているにもかかわらず教示を拒絶すること、またはこれを行うことが加盟店契約上の違反行為であるなどと虚偽の事実を述べることを挙げている。こうした第1審判決が挙げた要素は先例においても挙げられているものである。控訴審判決は、第1審判決のように価格決定権の侵害となる行為を具体的に列挙せず、当該言動の態様や言動に至った経過等の事情を勘案して判断すべきとする。しかし、こうした裁判所が示した価格決定権侵害についての判断要素に対しても疑問がある。

本件事案の控訴審判決では、OFCが見切り販売に対して「駄目だ」と発言し、これに対してX₁が反論せず、また見切り販売の実施計画がなかったことをもってOFCの上記発言は見切り販売の禁止・制限ではないとして、価格決定権侵害を否定している。しかし、Yと加盟店との取引上の関係を鑑みれば、加盟店としてはOFCから上記発言があれば見切り販売の禁止と捉えるのが通常であろうし、加盟店の立場を考慮すれば、その「指導」に対して反旗を翻し、実際に見切り販売を実施するのは難しいのではないか。取引上の地位で優越する本部から駄目だと言われれば、今後の本部との悪影響を考え、見切り販売を諦めてしまうのではないか。そうすると、こうしたOFCの言動は、まさに値下げ販売

を行うことにより加盟店契約上の不利益が生じるなどと述べる場合と同様と考え、助言・指導を超えたものと考えべきではないか。また、裁判所は価格決定権侵害を認める際、OFCによる継続的な見切り販売を制限する言動を考慮しているが、加盟店の立場を考えれば、制限する言動が単発的であったとしても、十分に見切り販売を制限し、売れ残り分の廃棄を余儀なくさせる効果を有するといえる。

よって、本件運営方針を許容し、Yの言動を助言・指導の範囲内とした裁判所の判断は、実質的に加盟店の価格決定権の保護を等閑視することにつながりかねず首肯できない。見切り販売に対する助言・指導が許容されるにしても、本件事案で裁判所が示した判断は、助言・指導に託けた本部による事実上の見切り販売の制限を許容する余地を生むものであり、Yによる制限行為の違法性の有無を判断するにあたり厳格性を欠くものであろう。

c. 見切り販売の実施と統一性の確保

ところで、Yは見切り販売に対する助言・指導を正当化する理由として、前記①aで述べた点を挙げる。これは要するに、商品価格を統一し、セブン・イレブンのブランドイメージを維持することに経済的合理性があるという主張である。しかし、顧客がコンビニに求めているのは利便性であり、つまり、いつでも欲しい商品が手に入るということであり、見切り販売でそのことが損なわれるわけではない。したがって、コンビニにおいて統一性が求められるのは価格ではなく利便性である。見切り販売を自由に行うことでブランドイメージが損なわれ、統一的な活動に支障を来すとは考えにくい²⁵。よって、前記の理由は加盟店の見切り販売を制限する理由にはならない。加盟店の自由な判断で見切り販売を行えるようにすることで、加盟店の負担軽減の機会を確保すべきではないか。

なお、セブン・イレブンは排除措置命令を受けて廃棄ロス原価の15%を負担することを表明したが、こうした経営方針を掲げ、さらに加盟店に不利なコンビニ会計を採用する以上、廃棄ロス原価の一部負担は当然のことである²⁶。

② 相反する要請の相克 - 価格決定権の保護と統一的イメージの確保

フランチャイズ・システムでは、統一的イメージを維持することが肝要である。そのため、契約上、加盟店に対して本部が決定した販売価格を遵守するよう義務付けることが多い²⁷。また、コンビニでは、機会ロスを防止するために売場に常にボリュームのある商品を確保しておかなければならない²⁸。しかも、加盟店契約ではYのようにチャージの算定にあたって廃棄ロス原価等が総売上利益に含まれるという特殊な計算方式を採用している。以上のことから、本部としては見切り販売を制限するインセンティブが働く。その反面、加盟店としては、廃棄ロスや棚卸ロスが生じた商品の原価を控除してチャージを計算されることから、見切り販売を行うことで営業費を削減したいと考える。よって、加盟店には見切り販売へのインセンティブが生じる。このような構造ゆえに、見切り販売の制限をめぐる本部と加盟店が対立するのである。本件事案においてもこうした両者の利害対立が伏在している。

この本部と加盟店の見切り販売をめぐる対立において、公正取引委員会は加盟店に軍配をあげた。排除措置命令では、セブン・イレブンの優越的地位の濫用を認定するにあたって、「加

盟者にとっては、セブン-イレブン・ジャパンとの取引を継続することができなくなれば事業経営上大きな支障を来すこととなり、このため、加盟者は、セブン-イレブン・ジャパンからの要請に従わざるを得ない立場にある」と指摘している。これは、本部の意向にそぐわない見切り販売を行うと契約を打ち切られるおそれがあるところ、そうなると事実上店舗経営が立ち行かなくなるという加盟店の置かれている実態を反映しているものといえる²⁹。コンビニ会計も相まって、加盟店は本部との関係で著しく劣後し苦しい立場に置かれている³⁰。本部と加盟店が共存共栄していくためには、本部の統一イメージの確保と加盟店の価格決定権の保護という相反し得る要請をいかに調整していくかが今後の課題となろう。

* 沖縄大学法経学部 専任講師

¹ このようなロイヤルティの算定方法はコンビニのフランチャイズ契約では一般的に用いられているものとされる（遠藤隆『フランチャイズ契約の実務と理論』（日本法令、2016年）446頁）。

² 遠藤・前掲註（2）446頁。

³ 池田辰夫ほか「コンビニエンス・フランチャイズ・システムをめぐる法律問題に関する研究会報告書（4）」NBL951号70頁。

⁴ 遠藤・前掲註（2）452頁。

⁵ 大阪地判平8・2・19判タ915号131頁。

⁶ たとえば、千葉地判平13・7・5判時1778号98頁[ローソン千葉事件]。

⁷ 最判平・19・6・11判タ1250号76頁。

⁸ 田辺治「フランチャイズ契約と説明義務」根田正樹編『説明義務の理論と実際』（新日本法規、2017年）345頁、木村義和「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限（3）」法経論集（愛知大学）190号41頁（2011年）。

⁹ 福岡地判平23・9・15判時2133号80頁。

¹⁰ 長谷河亜希子「批判」ジュリ1438号97頁。

¹¹ 福岡高判平25・3・28判時2209号34頁。

¹² 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『フランチャイズ事件処理の手引』（民事法研究会、2012年）130頁。

¹³ フランチャイズ・ガイドラインによると、本部が加盟店に対して優越的地位に立っているかは、①加盟店の本部に対する取引依存度（本部による経営指導等への依存度、商品および原材料等の本部または本部推奨先からの仕入割合等）、②本部の市場における地位、③加盟店の取引先の変更可能性（初期投資の額、中途解約権の有無およびその内容、違約金の有無およびその金額、契約期間等）、④本部および加盟店間の事業規模の格差等が総合的に考慮される（フランチャイズ・ガイドライン3（1）（注3））。

¹⁴ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編・前掲註（12）20頁。

¹⁵ 福岡地判平23・9・15判時2133号80頁。

¹⁶ 福岡高判平25・3・28判時2209号34頁。

- ¹⁷ 最決平26・10・29 LEX/DB文献番号 25505363
- ¹⁸ 東京高判平25・8・30判時2209号12頁。
- ¹⁹ 最決平26・10・14 LEX/DB文献番号 25505135、25542848
- ²⁰ 木村・前掲註（8）42頁。
- ²¹ 高田淳「批判」判例評論641号160頁。
- ²² 横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリ1094号130頁以下。
- ²³ 横山・前掲註（22）130頁。本文で述べた区分の仕方は、最判平23・4・22民集65巻3号1405頁における千葉勝美裁判官の補足意見においても示されたものである（久須本かおり「最判平23・4・22批判」法経論集（愛知大学）第190号102頁）。
- ²⁴ 高田・前掲註（21）162頁。もっとも、高田教授は本文で述べたような損害賠償について否定的である。
- ²⁵ 木村義和「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限（4・完）」法経論集（愛知大学）195号36頁（2013年）。
- ²⁶ 廃棄ロス等の負担は本部がすべきとの主張は従来よりなされてきた。たとえば、近藤充代「コンビニ契約の内容」本間重紀編『コンビニの光と影』（花伝社、2009年）244頁。
- ²⁷ 佐藤孝幸『実務契約法講義』（民事法研究会、2007年）359頁。
- ²⁸ 笠井清志『コンビニのしくみ』（同文館出版、2007年）160頁。
- ²⁹ 木村義和「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限（1）」法経論集（愛知大学）187号48頁（2010年）。
- ³⁰ 古川琢也＝週刊金曜日取材班『セブン・イレブンの正体』（金曜日、2008年）6頁以下。